

広島西医療センター 契約入院までのフローチャート

お問い合わせ

独立行政法人国立病院機構 広島西医療センター
〒739-0696 広島県大竹市玖波4-1-1
TEL (0827) 57-7151
FAX (0827) 57-3681
ダイヤル (0827) 57-7183
療育指導室 (内線2262)
地域医療連携室 (内線2140)

どのサービスが利用できるの？

どのような障害をお持ちですか？

指定難病の神経筋疾患等
(障害支援区分5以上)

重度の知的障害・身体障害

18歳未満

指定発達支援医療機関
(医療型障害児入所支援)

18歳以上

療養介護サービス

契約するには？

20歳未満→契約者は保護者等
20歳以上→契約者は本人
* 契約書の理解・意思決定が可能

20歳以上
* 契約書の理解・意思決定が困難
または、契約能力等の判断が不明確
(その判断が難しい場合)

申請は？

申請を！

指定発達支援医療機関
(医療型障害児入所支援)
申請窓口
居住地の子ども家庭センター
(児童相談所)

療養介護サービス

申請窓口
居住地の市町村福祉課

利用開始

支給決定後
当院との
契約締結

居住地に注意して下さい！

現在利用されている施設に居住地を移されている方は移す前の居住地の市役所へ申請することになります。

申請前に

申請を！

成年後見制度

家庭裁判所が選任した者(成年後見人等)が、本人に代わって法的手続きや財産管理、身上監護を行うことで、利用者本人が安心して生活を送れるようにする制度です。

申立てが出来る人: 本人か夫や妻, 子, 父や母, 兄弟姉妹などの4親等以内の親族。
身寄りのない人や親族が申立てすることが難しい場合には、市町村長が申立てをすることが出来ます。

市町等への申請の前には

家庭裁判所へ
成年後見制度の申請
(後見・保佐・補助)

本人在住地を管轄する家庭裁判所へ

成年後見人等が選任済みの場合

選任までに2,3カ月かかります！
○家庭裁判所から書類の取り寄せ
○医師意見書等の作成依頼
までは行ってください

福祉サービスをうけるにあたりサービス等利用計画(指定特定相談支援事業所が作成)の作成が必要となります。詳細は市町等の各担当課にご相談ください。

注意



★広島西医療センターにはどんな病棟があるの？

「一般病棟」、「あゆみ病棟（神経・筋・難病センター）」、「若葉病棟（成育心身障がいセンター）」の3つの病棟があります。

一般病棟とは？

入院される方のほとんどが、病気やけがなどの治療を受けるために入院される病棟です。

あゆみ病棟・若葉病棟とは？

障害者総合支援法・児童福祉法の福祉サービスによる病棟です。
医療、看護、リハビリ、生活支援、療育指導などを提供する病棟です。

ご不明な点は
療育指導室
地域医療連携室に
ご相談下さい。



★入院に必要な諸手続きについてのご説明

サービスについて

◎療養介護サービス

対象者：指定難病の神経筋疾患等 又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の方
申請窓口：各市町村福祉課

◎指定発達支援医療機関（医療型障害児入所支援）

対象者：肢体不自由児・重症心身障害児の方
申請窓口：こども家庭センター（児童相談所）

注意！

入院には各福祉サービスの申請・交付が必要です。

助成制度について

◎医療費助成

心身障害者が要した医療費の自己負担分の助成を受ける事ができる制度です。所得制限、入院期間による制限がありますので各市町担当課へご相談ください。

山口県：福祉医療受給者証

広島県：重度障害者医療費受給者証

*24時間人工呼吸器装着の方は所得制限は関係なく該当します

◎食事費助成

入院時に、以下の認定証等または受給者証をご提示いただきますと、食事費の減免が受けられる場合があります。

・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

国民健康保険被保険者で住民税非課税世帯に属する方が対象となり、申請が必要です。

申請窓口：各市町村保険課

・特定医療費（指定難病）受給者証

「指定難病」と診断され、「重症度分類等」に照らして病状の程度が一定程度以上の場合、申請可能です。「指定難病」の治療中の方のみ、食事の減免の対象となります。

申請窓口：各市町村保健課

当院と契約入院するには

当院における契約入院は、本人又は、成年後見人等、保護者等（保護者：18歳未満、親等（身元引受人）：18・19歳）の方と契約を結んで入院していただきます。知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でないため、ご本人での契約の締結、財産管理等が困難な場合は、成年後見制度の利用が必要です。

各種手帳について

◎身体障害者手帳

医療的、経済的、福祉的に様々な援助を受けることができます。施設の利用、車椅子などの補装具、日常生活用具、医療費の助成、税の減免、交通機関の割引等の制度が受けられます。

申請窓口：市町村福祉事務所又は福祉担当課

◎療育手帳

医療的、経済的、福祉的に様々な援助を受けることができます。療育指導、障害者総合支援法等の各種福祉サービス、医療費の助成、各種手当ての支給、税金の減免、交通機関の割引等の制度が受けられます。

申請窓口：市町村福祉事務所又は福祉担当課

※重症心身障害の方は、身体障害者手帳・療育手帳が必要となります。事前にご相談ください。